

製造販売後臨床試験実施契約書の変更に関する覚書 (試験薬管理期間延長)

学校法人近畿大学（以下『甲』という）と（以下『乙』という）との間で契約締結した試験薬の製造販売後臨床試験（近畿大学病院（大阪府大阪狭山市大野東377-2）を実施医療機関とする平成 年 月 日付製造販売後臨床試験実施契約書によるものをいい、以下『本治験』という）について、以下のとおり覚書を締結する。

1. 第1条 試験期間

変更前：契約締結日 ～ 令和 年 月 日

変更後：契約締結日 ～ 令和 年 月 日

2. 本治験の試験延長に伴う費用の差額分について、乙は甲に別紙算定様式1'に基づき、額 _____円を支払うものとする。

3. 本覚書について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上これを解決するものとする。

上記の通り合意したので本覚書2通を作成し、甲乙各自その1通を保有する

令和 年 月 日

甲 大阪府大阪狭山市大野東377番地の2
近畿大学病院

病院長 東田 有智 印

乙

印